

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

■はじめに

県では、様々な環境問題に適切に対処していくため、環境の保全及び創造に関する基本理念と県民、事業者、行政等の役割を明らかにした「沖縄県環境基本条例」を平成12年(2000年)に制定しました。本条例に基づき、本県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年(2003年)に「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成25年(2013年)には「第2次沖縄県環境基本計画」を策定しました。

第2次沖縄県環境基本計画では、基本目標に「循環」「共生」「参加」「地球環境保全」「環境と経済」を掲げ、廃棄物・リサイクル対策の推進、生態系の保全・再生、自主的な環境保全活動の促進、地球温暖化対策の推進、環境に配慮した産業の創出・育成などに取り組んできました。その成果として、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録(奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島)や環境啓発活動参加延べ人数の目標値達成などが挙げられます。一方、外来種問題や海岸漂着物問題などは依然として課題になっています。

昨今の世界的な潮流として、「持続可能な開発目標(SDGs)」に向けた取組が推進されています。また、地球温暖化対策における「パリ協定(気候変動枠組条約)」や、生物多様性における「COP15(国連生物多様性条約第15回締約国会議)」については、具体的な目標が掲げられています。さらに、海洋プラスチックごみが新たな世界的課題となっています。

これらの現状を踏まえ、「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現に向けた新たな計画として、「第3次沖縄県環境基本計画」を策定することとしました。

なお、本計画は、県民が望む将来像を示した沖縄21世紀ビジョン及びその基本計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を環境面から推進していきます。

■第2次沖縄県環境基本計画における施策の総合評価

第2次沖縄県環境基本計画では、79個(再掲含む)の成果指標*(その他参考指標33個(再掲含む))を設けました。施策の総合評価は、この成果指標と施策の取組状況から総合的に評価しました。

目標を達成した成果指標は41個あり(その他参考指標は29個)、海域水質環境基準の達成率、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲、産業部門における二酸化炭素排出量などが達成されました。一方で、目標に達成していない成果指標については、今後、関係する施策の取組を強化していく必要があります。

*各項目の具体的な評価結果については巻末に参考資料として示しました。

■国内外の動き

持続可能な社会の実現に向けた取組

2015年(平成27年)の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダは、環境、経済、及び社会の三側面を不可分として

調和させる統合的取組を目指しており、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17 の大きな目標とこれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成された持続可能な開発目標 (SDGs) を推進しています。国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダのもと 2015 年(平成 27 年)から 2030 年(令和 12 年)までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすことを宣言しています。



国内の動きとして、平成 30 年(2018 年)に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、現状と課題認識に基づき、目指すべき持続可能な社会の姿と今後の環境政策の基本的方向性を示しています。また、持続可能な社会を実現するためには、SDGs やパリ協定といった国際社会の動向を踏まえたうえで、環境・経済・社会を統合的に向上させる必要があるとしています。その具体化の鍵の 1 つが、同計画で提唱されている、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合い、農山漁村と都市が共生する考え方である「地域循環共生圏」を創造することとしています。

本県の基本構想として、平成 22 年(2010 年)に策定した沖縄 21 世紀ビジョンにおいて、沖縄県が目指すべき将来像を掲げており、この将来像は SDGs の達成にも寄与しています。沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた 5 つの将来像の実現及び固有課題の解決を図るため、令和 4 年(2022 年)に新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を策定しました。同計画では、新たに SDGs を取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、環境・経済・社会の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指しています。

また、SDGs を推進していくための基本的な指針として「沖縄県 SDGs 実施指針」を令和 3 年(2021 年)に策定、令和 4 年(2022 年)には、優先課題及び SDGs ゴールに対応した具体的な目標とアクション等をまとめた「おきなわ SDGs アクションプラン」を策定し、多様なステークホルダーの参画及び連携を図り、SDGs の全県的な展開を目指しています。

自然環境・生物多様性・生活環境について

COP15(国連生物多様性条約第 15 回締約国会議)では、2050 年(令和 32 年)までの長期目標「自然と共生する世界の実現」に向け、2030 年(令和 12 年)までに世界全体で陸と海の 30%以上を保全区域にすることなど 23 項目の新たな世界目標が盛り込まれた「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。また第五次環境基本計画では、自然の恵みを享受し、地域における健全な経済社会活動を続けるため、自然資本の持続可能な利用を推進しています。

本県においては、本県を含む、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が、2021 年(令和 3 年)に世界自然遺産に登録されました。世界自然遺産登録地をはじめ、本県は、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を有

しています。このため新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を推進しています。

第五次環境基本計画の重点戦略の一つである「健康で心豊かな暮らしの実現」で、安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境を保全するため、水環境の維持、大気環境の保全、化学物質の包括的管理などを推進しています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、人の生活と環境の調和を図り、快適で安全・安心な生活空間を確保するため、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生を推進しています。

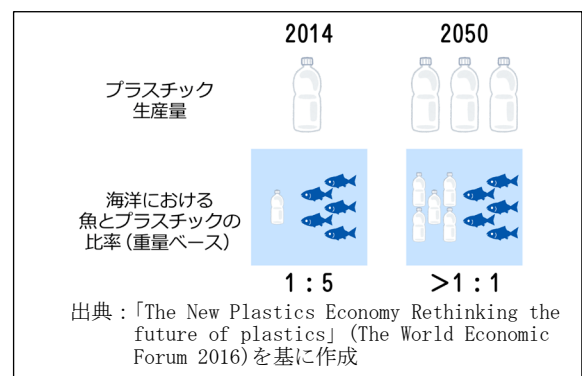
循環型社会について

第五次環境基本計画では、重点戦略を支える環境政策として、循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施するとしています。平成30年(2018年)に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画は、目指すべき将来像として「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」及び「環境、経済、社会的側面を統合的に向上」を掲げています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、人の生活に起因する廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であることから、廃棄物処理に対する効果的な対策を進めるとともに、社会生活における資源循環を推進しています。

地球環境について

2015年(平成27年)にCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)においてパリ協定が採択され、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く保つことや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることについて、条約全加盟国が参加する国際枠組が合意されました。これを受け、2020年(令和2年)に国は、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、国の宣言に連動して、脱炭素島しょ社会の実現に向けた施策を推進しています。

他方、近年新たに地球規模で問題となっているのが、海洋プラスチックごみの増加です。このままでは、2050年には海洋プラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えると予測されています。こうした状況を受け、2019年(令和元年)にG20首脳間で、2050年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、海洋ごみ問題への対応として、海岸漂着物及びマイクロプラスチックに関する調査、脱プラスチック社会を推進しています。



環境と経済社会の調和について

SDGs のゴール 8「経済成長と雇用」のターゲットの 1 つに、「2030 年(令和 12 年)までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導のもと、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組に従い、経済成長と環境悪化の分断を 図る。」を掲げています。第五次環境基本計画においても、重点戦略の一つ「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」で、事業者(企業)戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化を掲げています。

また、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画では、今後新たな産業へと成長することが期待されるシーズ(種)として、環境・再生可能エネルギー(グリーン)、海洋資源の保全と活用を両立するブルーエコノミーの分野や科学技術の分野など本県が有する地域特性やソフトパワーを生かした産業分野を挙げています。

多様な主体の参加・環境教育について

第五次環境基本計画では、重点戦略及びその展開を支える施策を実施するうえで、各主体の積極的な参加を促し、パートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠であるとしています。新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画でも、本県の豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継ぐことは、県民の責務であるとし、多様な主体の参加による環境保全活動を推進しています。

環境教育では、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れることが重要です。ESD とは、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容を促す持続可能な社会の創り手を育む、学習・教育活動です。また第五次環境基本計画では、環境教育を、重点戦略を支える環境政策と位置付けています。新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においても、ESD の考え方を踏まえ、持続可能な社会づくりを目指した「おきなわ環境教育プログラム集」の普及・活用等の取組を推進しています。



出典：文部科学省 日本ユネスコ 国内委員会 HP

地域間の連携について

SDGs のゴール 17「実施手段」のターゲットの 1 つに、「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」を掲げています。

また第五次環境基本計画では、持続可能な社会を構築するため、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり(森・里・川・海の連関)や経済的つながり(人、資金等))を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指しています。環境省では地域循環共生圏の

創造に取り組む活動団体を公募選定しており、本県では、国頭村、宮古島市、竹富町、コラコラ (coral collabo) 及び特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金の 5 団体が登録されています。このうち宮古島市では、観光客が増加する中、地域住民との交流に対するニーズが高まっていることを受け、ビーチクリーンをエコツアーリズムの体験コンテンツとして提供し、観光客との新たな交流を図っています。

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画では、離島・過疎地域の自然・景観・文化等を保全・継承し、地域の暮らしを守りつつ、それぞれの地域特性を活用した交流・関係人口の増大に向けた取組を推進しています。

科学技術の発展・活用について

SDGs のゴール 9「インフラ、産業化、イノベーション」のターゲットの 1 つに、「2030 年(令和 12 年)までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。」を掲げています。第五次環境基本計画の重点戦略の一つ「持続可能性を支える技術の開発・普及」では、気候変動への対応など、環境に関する課題の解決にも資するような環境技術の開発・普及を行うことが重要であるとしています。そして、急速に発達した AI、IoT 等の ICT も活用しつつ、革新的技術の開発をいち早く進め、培われた技術・システムを社会実装することで Society5.0 の実現を目指しています。

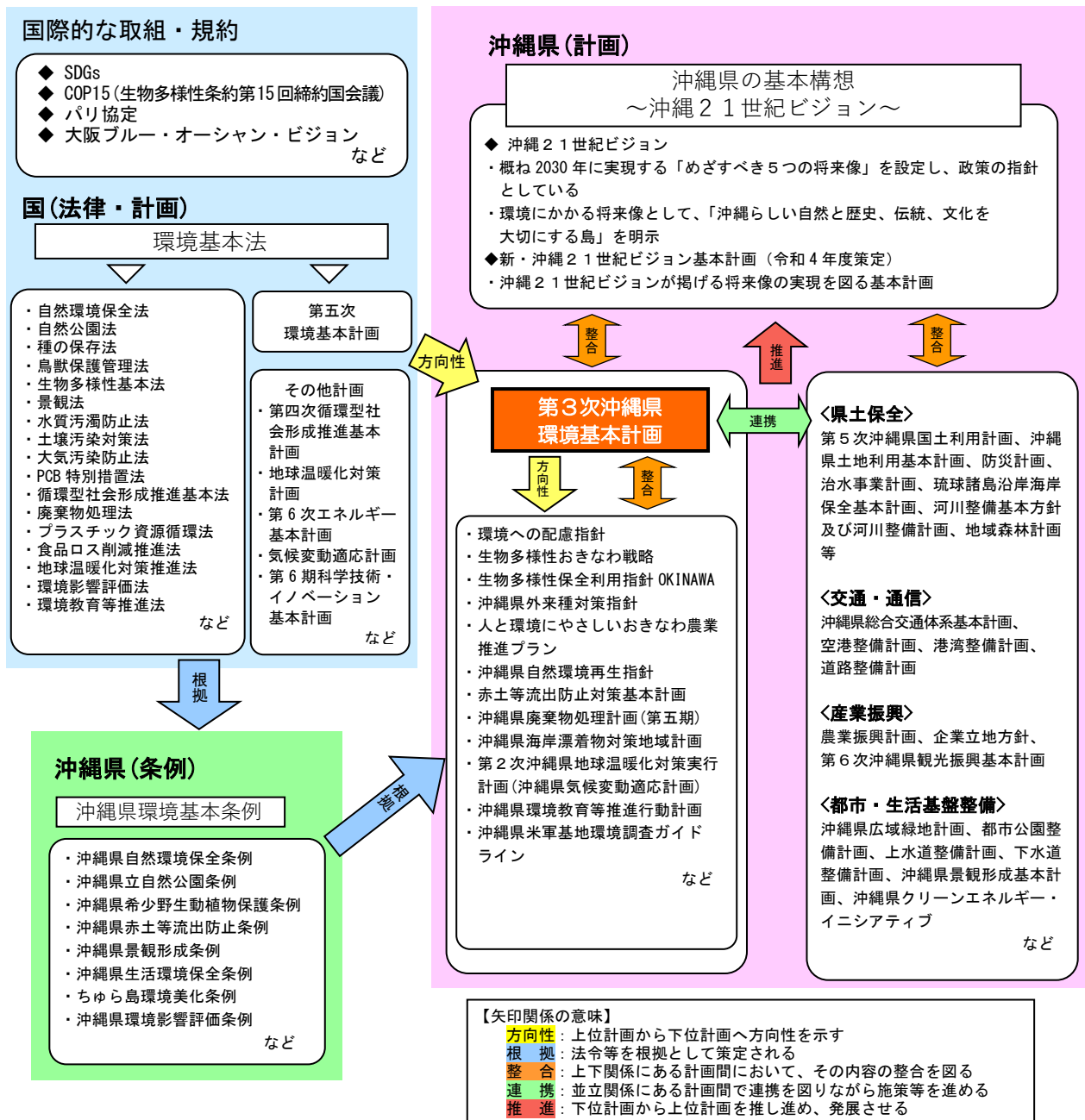
新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においても、デジタル技術の活用により本県の文化や自然を深く体験・体感できる観光コンテンツの創出に取り組むことや、国、教育機関、研究機関等と連携し、自然環境保全に関するモニタリングや科学的な保全管理の基盤整備促進を掲げています。

2. 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である沖縄21世紀ビジョン及び総合的な基本計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の関連計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとしします。

■第3次沖縄県環境基本計画と各種計画との関係



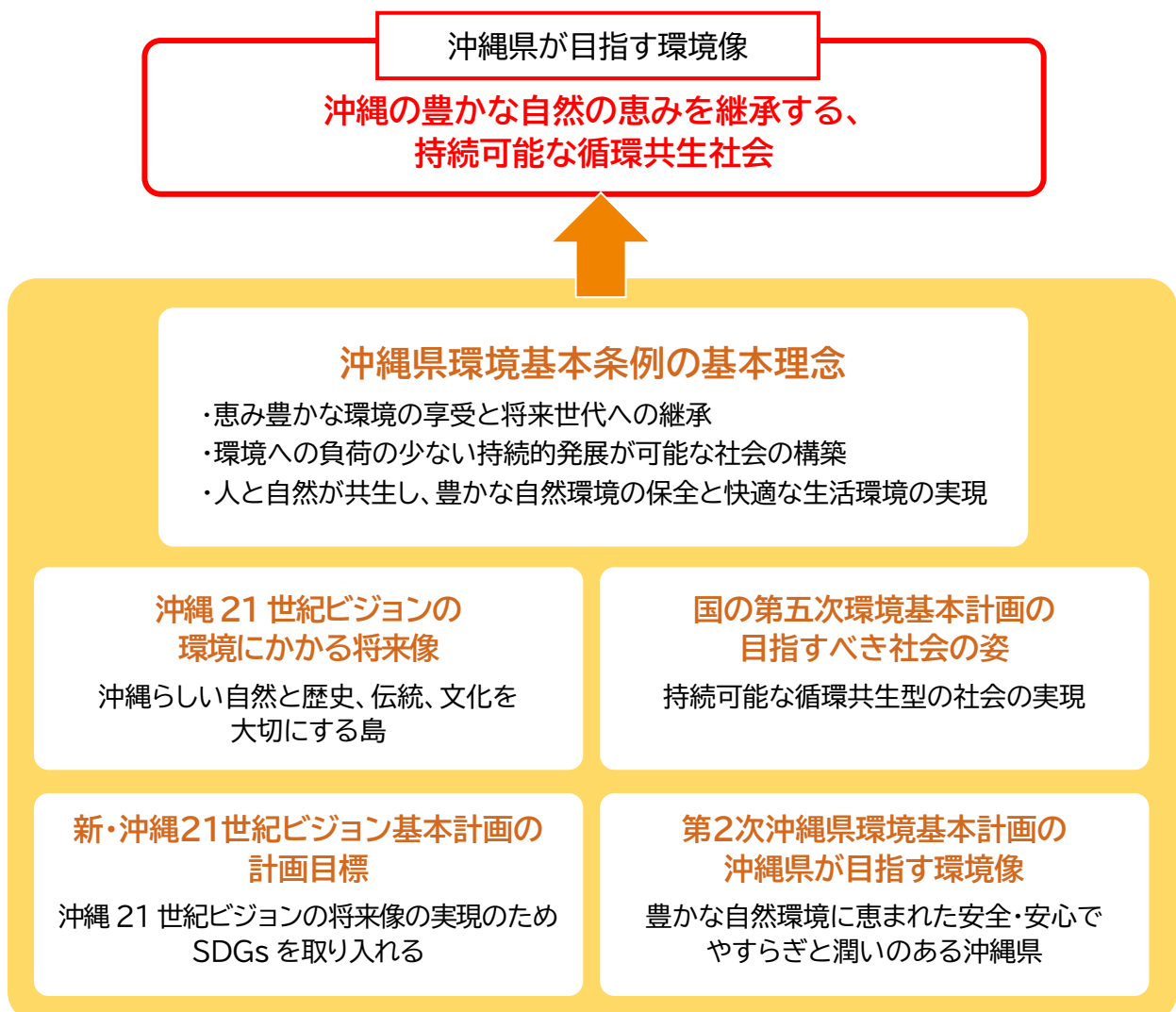
3. 計画の目標

3-1 沖縄県が目指す環境像

本計画は、「沖縄県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下のとおりです。

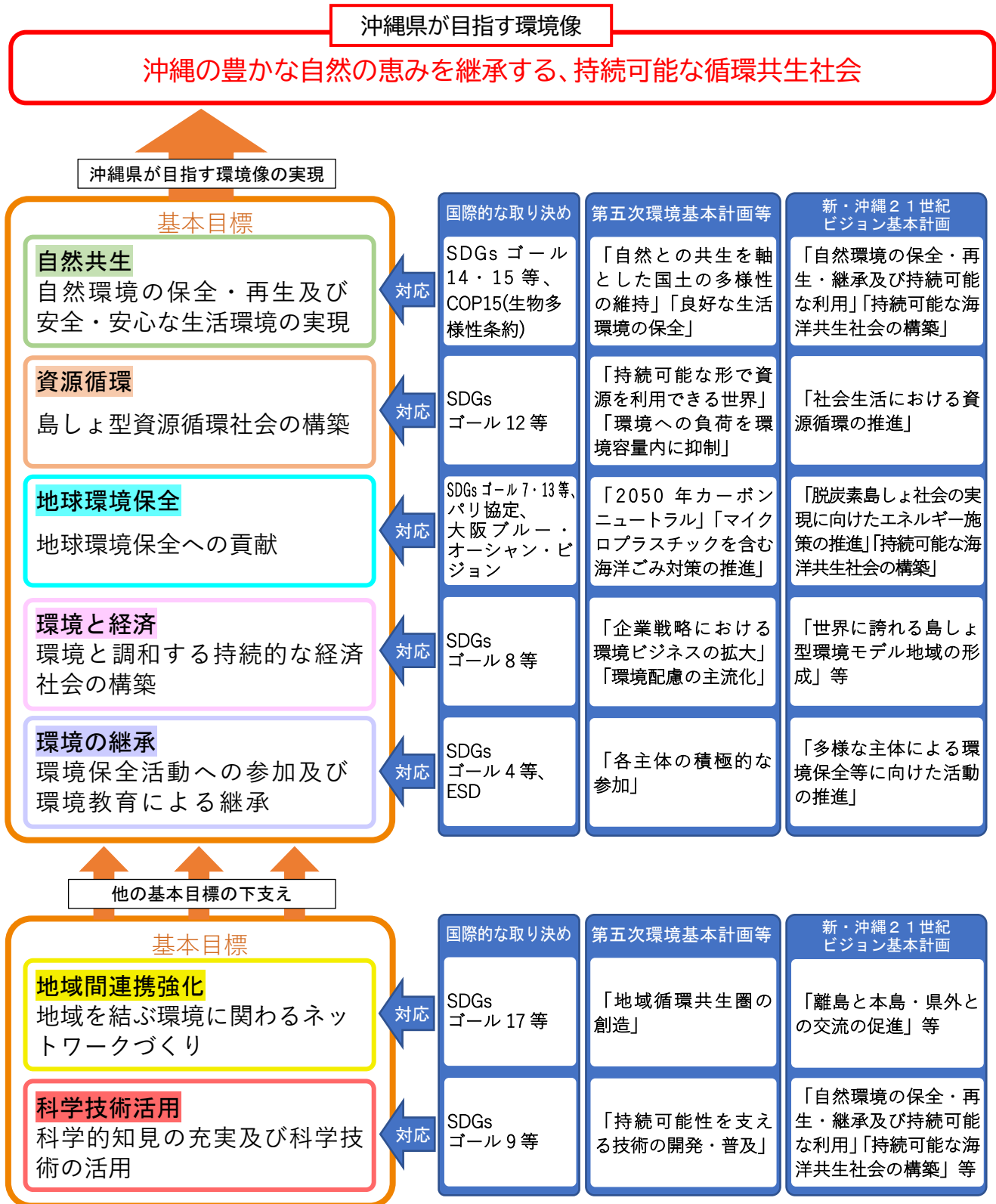
- 沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることによる、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- 各主体のパートナーシップのもと、沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現を目標とし、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

この環境像には、沖縄21世紀ビジョン及び新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、国の第五次環境基本計画、沖縄県環境基本条例、第2次沖縄県環境基本計画が掲げる将来像や基本理念等を次のとおり反映しており、これまでの計画の環境像を継続しつつ、SDGs等の新たな考え方も導入しています。



3-2 基本目標

沖縄県が目指す環境像を実現するためには、SDGsをはじめとする国際的な取り決めや国の第五次環境基本計画、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県環境基本条例、第2次沖縄県環境基本計画で掲げられている環境に関する課題等に取り組む必要があります。そのため、各課題に対応した7つの基本目標を掲げます。7つの基本目標の対応関係については次のとおりです。



各基本目標の概要や基本方針については、以下のとおりです。

■自然共生：自然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現

本県の自然環境は、世界自然遺産に登録された沖縄島北部、西表島を中心に、「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」と国際自然保護連合(IUCN)から評価されているように、希少かつ多様な生物で構成されています。これまでの取組の成果として、外来種対策による希少生物の個体数回復などが挙げられます。一方で、赤土等流出対策による自然環境の基盤保全を実施してきましたが、効果はあったものの目標を達成できていない課題もあります。また、世界自然遺産に登録されたことで、観光地の環境に配慮した持続可能な利用が課題として挙げられます。

生活環境については、モニタリングと対策を実施し、概ね環境基準を満たしていました。一方で、米軍基地周辺で、PFOS・PFOAが高い濃度で検出されるなど、新たな環境問題が生じています。

基本方針として、自然環境の保全・再生及び環境に配慮した持続可能な利用について取り組めます。また、生活環境保全のため、モニタリングや対策等を継続的に取り組みます。

関連する主なSDGsゴール ※SDGsゴール一覧はP.12を参照



■資源循環：島しょ型資源循環社会の構築

本県は、島しょ県であり、廃棄物については、県境を越えた処理が困難であるため、3Rを積極的に推進する必要があります。

これまでも本県は3Rを推進してきました。その結果、産業廃棄物量及び最終処分率は減少傾向にあります。一方で、一般廃棄物量や不法投棄件数は増加傾向にあります。また、海岸漂着物は離島を中心とする過疎地域に多いため、それらの地域では、回収に関わる人手の確保が困難であることや、島内の廃棄物処理施設では十分な処理ができないなど、大きな負担となっているため、その対策が求められています。

基本方針として、継続的に廃棄物の3Rや海岸漂着物対策等を推進し、島しょ圏における資源循環社会の構築に向けて取り組みます。

関連する主なSDGsゴール



■地球環境保全：地球環境保全への貢献

地球温暖化・気候変動に関する現状として、本県の年平均気温は100年あたり1.69℃の割合で上昇しており、真夏日の年間日数は増加傾向にあります。その一因である大気中の二酸化炭素濃度は増加し続けています。これまでの取組により、再生可能エネルギーや省エネ・高効率機器の導入が進んだ一方で、本県の人口や観光客数の増加に伴う自動車保有台数の増加などの課題があります。

海洋プラスチックごみについては、海岸漂着物対策の実施に加えて、マイクロプラスチック*のモニタリングや生物への影響調査も実施しています。

基本方針として、脱炭素社会を見据えた社会の低炭素化に取り組み、地球温暖化・気候変動対策に貢献します。また、海洋プラスチックごみ対策(海岸漂着物対策)に取り組むとともに、マイクロプラスチックに関する調査を継続します。

*海に漂流したプラスチックごみが紫外線による劣化等で壊れて、細かい破片になったもの。これらを生物が摂取することで、その生物さらには生態系への影響が懸念されています。

関連する主な SDGs ゴール



■環境と経済：環境と調和する持続的な経済社会の構築

国内の環境産業の市場規模は、年々拡大しています。本県においても、事業者へのアンケート結果で、リサイクル商品の開発など、環境を良くする活動を事業としている事業者や、工場での排出ガス及び排水の適正管理など環境に配慮しながら事業を実施する事業者が、一定程度存在していました。一方で、多くの事業者は、環境保全活動が困難な理由として、費用や手間がかかることを挙げています。

基本方針として、環境産業の拡大促進や環境に配慮した事業者の育成・拡大等を引き続き推進することで、環境と調和する経済社会の構築に向けて取り組みます。

関連する主な SDGs ゴール



■環境の継承：環境保全活動への参加及び環境教育による継承

豊かな自然環境を継承するためには、環境保全活動への参加及び環境教育を通じて、環境に関する知識や考え方を継承していく必要があります。本県では、地球と沖縄の環境問題に対し足元から取組を進めていくため、行政、事業者団体、市民団体や学識経験

者のあらゆる主体が参加して、おきなわアジェンダ21 県民会議を平成14年8月に設立しており、県との共催による環境月間や環境フェアなどの各種啓発活動を通して、多様な主体の参加を促進してきました。その結果、環境フェアの参加人数は増加傾向にあります。一方で、県民及び事業者へのアンケート結果では、環境保全活動への参加状況は、やや減少傾向にありました。

また、県民へのアンケート結果で、行政に望む対応について、「環境教育の充実」が高い割合を占めており、環境教育が強く求められています。これまでの取組としては、ESDの考え方を取り入れた「おきなわ環境教育プログラム集」を策定し、地域や学校等で積極的に活用するなど環境教育の充実を図っているところです。

基本方針として、多様な主体の環境保全活動への参加促進や環境教育を推進し、環境に関する正しい知識や考え方の継承に向けて取り組めます。

関連する主なSDGs ゴール



■地域間連携強化：地域を結ぶ環境に関わるネットワークづくり

国の第五次環境基本計画では、持続可能な地域づくりのため、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指しています。これを踏まえ「地域間連携強化」では、環境に関わるネットワークづくりを中心に取り組みます。

本県では各地域において、環境や交通など特有の社会課題を抱えています。これらの社会課題を解決するには、県民、事業者、NPO、研究機関、行政など様々なステークホルダーがネットワークを構築するだけでなく、地域間に連携を広げることで、広域的な情報交換や相互交流の場の創出に取り組む必要があります。

これまでの取組の一例として、地域が主体となってサンゴ礁保全再生活動を実施する協議会の設置を支援しています。また、海岸漂着物対策のネットワークとして、沖縄島及び各離島の行政機関及び各種法人、ボランティア団体等で構成されている沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)が展開されています。

基本方針として、様々な環境課題に関わる多様なステークホルダーのネットワークづくり及び地域間の連携によるネットワーク強化に向けて取り組みます。

関連する主なSDGs ゴール



■ 科学技術活用：科学的知見の充実及び科学技術の活用

IT 技術が発展し、ネットワーク化などデジタル技術の利活用が進む中、これらの環境課題解決への応用が注目されています。また、様々な環境課題を解決する科学技術の開発とその普及が求められています。

本県では、大学等で、デジタル技術の環境保全への導入に関する技術開発や、環境技術の研究・開発が進められてきています。

基本方針として、国、教育機関、研究機関等と連携し、モニタリングや科学的な管理の基盤整備に取り組みます。また、サンゴ礁生態系保全や赤土等流出防止等に関する情報収集や調査研究、対策を推進します。

関連する主な SDGs ゴール



SDGs17 のゴール一覧

- ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール 4：すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- ゴール 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- ゴール 9：強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ゴール 10：各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ゴール 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ゴール 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

4. 計画の期間

計画の期間は、

令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)の10年間

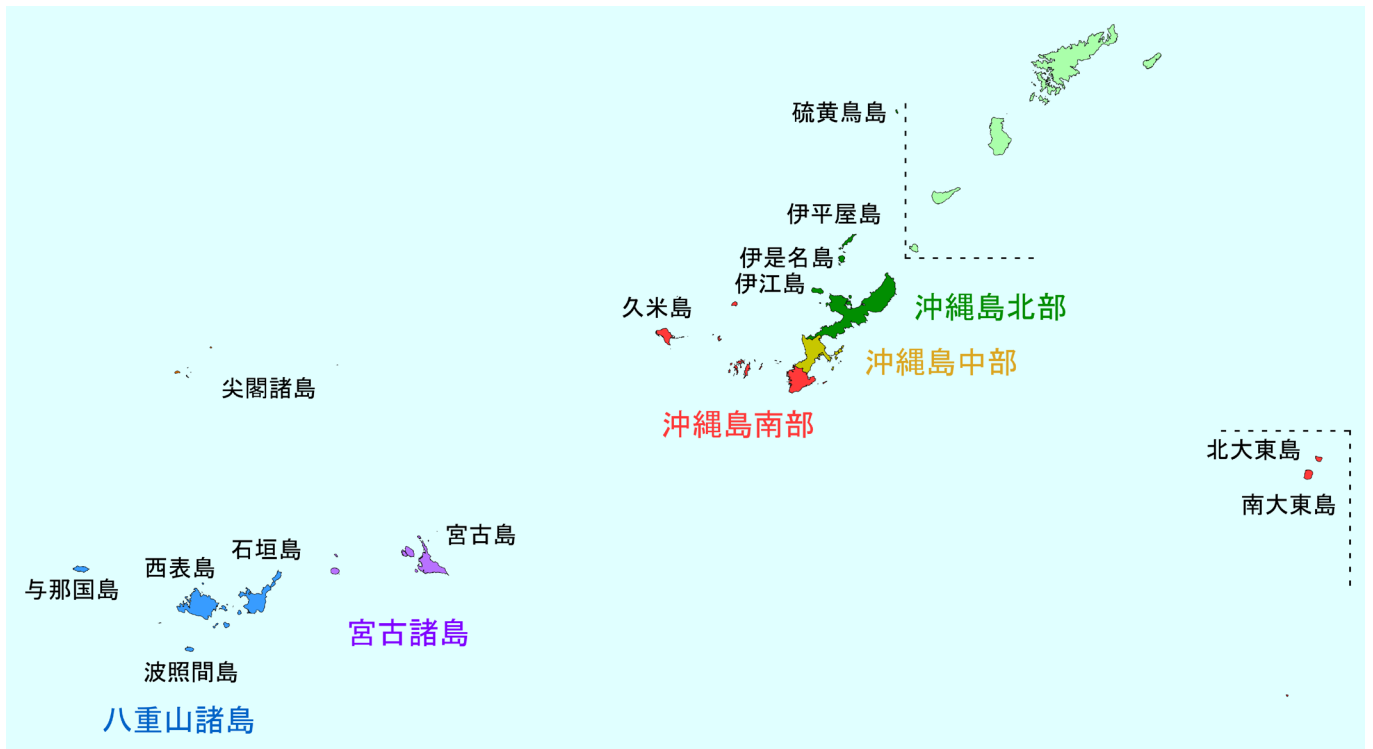
とし、沖縄県環境基本条例に沿って、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画やその他関連計画を、環境面から推進する計画とします。

なお、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

構想・計画		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
沖縄21世紀ビジョン	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画	<p>沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年の後期10年に相当</p> <p>沖縄21世紀ビジョンで示す将来像の実現に向けた基本計画</p>										
	実施計画	<p>計画期間：3年</p> <p>見直し</p> <p>計画期間：3年</p> <p>見直し</p> <p>計画期間：4年</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進のために策定される計画</p>										
第3次沖縄県環境基本計画	施策の展開	<p>施策の展開</p>										
	見直し	<p>新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。</p>										

5. 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。



6. 県民と環境との関わり

「環境」とは、私たち人間や生物を取り巻いている、人間や生物と相互作用を及ぼし合う外界のことを示す包括的な概念です。地域環境として本県との関わりからみた場合、地質や地形、及びそれらを基盤として生息・生育する野生動植物から成り立つ「自然環境」、日常の生活に直接結びつく、大気環境、水環境、土壌、騒音等の「生活環境」、史跡、伝統的な集落やまち並み等の「文化環境」があります。私たち人類の生存の基盤となる「地球環境」は、これらが相互に絡み合った複雑な系をなし、様々なバランスのもとに成り立っています。

人類の経済活動は自然環境に大きく依存しており、生産や消費のために自然界から化石燃料や水の採掘・抽出、森林の伐採による開発をしています。さらに、世界各地で発生している数多くの環境問題は、その影響が国境を越え、例えば地球温暖化などの空間的、時間的な広がりを持つ今日の地球環境問題にまで発展しています。自然環境はある程度負荷を受けても復元する力を持っていますが、ある一定の限度を超えた場合、自然環境破壊等の環境問題が発生します。本県は島しょ県であるため、環境容量が小さく、環境負荷の増大に対し脆弱であることから、私たち県民にとっても深刻な問題として認識する必要があります。

「持続可能」とは、自然環境を破壊せず、環境容量の範囲で発展することです。SDGs を掲げた 2030 アジェンダでは、社会・経済・環境を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指しており、沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた県民が望む将来像とも重なります。こ

れまでの県内における環境問題に対処するため実施してきた各種施策展開により、一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発等による影響、外来生物等による生態系の攪乱、赤土等流出や白化現象によるサンゴ礁の荒廃など、様々な問題を抱えています。これらの問題の解決を図っていくためには、私たち一人一人が環境に対する意識を高め、日常生活でできることを実践するとともに、県民や NPO 等民間団体、事業者、行政などの多様な主体が連携・協働しながら、沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

7. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

